公募型プロポーザルの実施（公告）

令和9年執行予定長崎県議会議員一般選挙広報業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年11月6日

長崎県知事　平田　研

1．業務概要

(1) 業務の名称　令和9年執行予定長崎県議会議員一般選挙広報業務委託

(2) 業務内容　　公募型プロポーザル募集要領による

(3) 履行期間　　契約締結日から令和9年4月23日（金）まで

2．プロポーザルに参加する者の資格要件

長崎県内に本店または支店（営業所を含む。）を有する法人であること。

また、期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得た法人。

3．プロポーザルに参加することができない者

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者のうち、3年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に業務執行を粗雑にし、又は品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者

(7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

(8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平

成 16 年法律第 75 号）第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4. 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで 11 に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和8年11月24日（火）まで掲載して配布する。

http://10.1.10.10/nyusatsu-docs/54851.html

5. 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を次により提出すること。

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
(2) 提出先 11 に定める機関
(3) 提出部数 1部
(4) 提出期間 令和8年11月6日（金）から令和8年11月13日(金)までの間（県の閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6. 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和8年11月17日（火）までに申請者へ通知する。

7. 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
(2) 提出先 11 に定める機関
(3) 提出部数 7部（正1部、副6部）
(4) 提出期間 令和8年11月18日（水）から令和8年11月24日(火)までの間（県の閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

8. 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、令和9年執行予定長崎県議会議員一般選挙広報業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9. 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10. 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11. プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県 地域振興部 市町村課 行政班
（電話）095-895-2133 （ファクシミリ）095-823-4166

12. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。